

スイスにおける外国人労働者と社会保障

中野 育男

目 次

はしがき

I 最近の外国人労働者の人口動態

1. 外国人居住者
2. 季節労働者・国境労働者
3. 不法就労外国人
4. 難民

II 外国人労働者の権利状況

1. 季節労働者
2. 通年滞在者
3. 定住者
4. 留学生

III 外国人労働者行政の動き

1. 新しい方向性
2. 不法就労外国人の規制
3. 難民の処遇

IV 外国人労働者の社会保障

1. 養老遺族保険
2. 废疾保険

まとめ

はしがき

本稿ではまずスイスの外国人労働者の現状を人口動態と権利の面から検討する。そして彼らに対する行政の動きを把握したうえで、社会保

障の特徴的な事項を指摘する。スイスにおいては内外均等原則があるが、社会保障の面においてこの原則が貫かれていない領域がある。原則平等・例外不平等がスイスの社会保障の現状であるといえるが、その原因と実態について述べる。本稿では可能な限り最新の状況を紹介することに力点を置いたが、この問題の沿革や概要については次の拙文を参照されたい。(1)「スイスの社会保障の動向について」週間社会保障 No.1652, (2)「スイスの外国人労働者問題」世界の労働 92.1-2。

I 最近の外国人労働者の人口動態

ここではスイスの外国人統計から、最近の外国人労働者の人口の動態をカテゴリーごとに検討する。外国人居住者、季節労働者・国境労働者、不法就労外国人そして難民の4つのカテゴリーに分けて論じる。居住者と難民はその全部が就労しているわけではないが、現在のスイスにおいては非常に重要な外国人労働者の範疇である。

1. 外国人居住者

スイスの外国人居住者は目下、増加傾向にある。外国人居住者人口の総数は90年末で前年比

5.8%増の1,100,262人となっている。89年末では対前年比3.4%増の1,040,325人であり、総数及び伸び率ともに増加している。この数字には国際機関に勤務する者、季節労働者、難民及び1年以下の期間の滞在許可を受けている外国人は含まれていない。政府の安定化政策にもかかわらず、今までの最高であった1974年末の水準を34,042人上回ることになった。スイスの総人口に占める外国人の割合は1990年末で16.4%になった。89年末の時点では15.6%であった。外国人居住者の25%は通年滞在者であり、75%は定住許可を取得している外国人である。このうちの669,802人が就業している。外国人の就業者数は90年には、37,991人増加し対前年比6%増となっている。16歳未満の外国人居住者は214,643人で総外国人居住者のほぼ20%にあたる。このうちの57%，122,219人が義務教育の学齢に達している。

外国人居住者人口の新たな増加は、連邦参議院の説明によれば、3分の2までが季節労働者、通年滞在者及びその家族が資格変更をすることによって生じた。残りの3分の1は、移民、出生の増加、帰化の減少、ならびに難民の本国での多くの困難の発生などの要因によっている。

スイスの外国人居住者の75%は定住許可を取得しており参政権も所持している。スイスの定住している外国人のほぼ4分の3はEC及びEFTA諸国の国籍を持っており、その統合は決定的に容易である。このことは統合政策の歴史的な視点から重要な意味を持つ¹⁾。

2. 季節労働者・国境労働者

季節労働者は1990年8月末の時点で121,704人となっている。また国境労働者の員数は同じ時期に180,606人となっている。これは対前年

比17,224人の増加であり、伸び率は実に10.6%となっている。この時期は季節的な雇用が最高水準に達しており、全体として954,940人の外国人が就業していた。1989年の8月に比して50,845人の増加があり、年間の伸び率としては5.8%に匹敵する²⁾。

3. 不法就労外国人

ヤミ労働及びそのブローカー行為による多くの入国禁止措置が1989年中にもジュネーブ、フリブル、チューリヒ、バリなどの州でも見られた。これらのヤミ労働はとくに接客業、建設業、工業、農業ならびに手工業などに分散している。出身国ごとの内訳は次のとおりである。最も多いのがユーロスラビア、次いでポルトガル、フランス、トルコ、スペイン、イタリアの順である³⁾。

連邦参議院の年次報告に関連して国会議員であるFankhauserは議会審議において⁴⁾正規の就労と非合法就労の間のグレーゾーンの存在が労働市場の競争を歪曲し、ヤミ就業の労働者の社会的保護を無責任に排除させることに強い懸念を表明している。スイスには1989年末で違法就労の外国人労働者が12万人から18万人いると推定されている⁵⁾。

4. 難 民

難民の問題は危機的な状況のなかにある。いずれの予測も分析も見通しあはな著しく暗いものになっている。中東、アフリカ、東南アジア、中米からの1,500万人もの難民の大波とともに、鉄のカーテンの崩壊による社会主义諸国からの経済難民の雪崩現象にもスイスは脅かされている。1983年以降、1990年までにOECD圏内だけで55万人の難民を受け入れている。国連

高等難民弁務官事務所の報告によれば1991年中に少なくとも65万人の難民を西側先進国で受け入れる必要があるとしている。このような事態に対処するための道具はいささか古くさくなつた1951年に締結された国連難民条約である。

1990年にスイスには35,863人の難民受入れ申請があった。これは前年比47%の増加である。このうち11,923人が難民の申請手続きが適法と認められた。全体としてまだ883人だけが難民認定されているだけで、6,643人は滞在許可を受けたり、その滞在を黙認されている状況にある。このため1990年末にはすでに約10万人が難民認定を求めてスイスにとどまっている。このうち28,578人は難民として認められ、1,009人は一時的に認められた。8,652人は人道上の理由から許可が下り、2,704人はその他の理由で承認されている。1,143人は棄却された。なお、審査請求を出している者は各州により寛大に扱われている。難民認定を求めてスイスに留まっている者は1991年1月の時点で前年同月比で62%も増えており、激増している。同年中には新たに5万人が難民認定の審査請求を出すものと予想されている⁶⁾。スイスの立法者はこの認定手続きを加速することでこれに対処しようとしている。議会では難民手続きに関する連邦緊急決議（AVB）が可決され⁷⁾新たに連邦難民局が設置された⁸⁾。ここではすでに1979年難民法の第四次改訂が問題となっている⁹⁾。

II 外国人労働者の権利状況

スイスの外国人労働者は原則としてスイス人労働者と同等の権利を享受している。外国人労働者も労働組合に加入して、その保護を受ける

ことができる。不当な労働条件については、いつでも州の労働事務所に常駐する企業監督官に訴えることができる¹⁰⁾。しかし外国人労働者の外事警察上の立場から労働法上の権利については一定の制限が課されている。とくに彼らの一定の部分は所定の期間、居所の自由な移動ができない。これらの措置は外国人労働者にとって大きな精神的負担となっている。彼らはつねに就業許可の更新拒絶や取消の脅威にさらされている¹¹⁾。

スイスにいる外国人に対する外事警察関係の規制は好ましいものでない。多くの外国人にとって、その将来は見知らぬ担当官吏の署名と社会保障給付の受給にかかっている。これらの官吏はその活動にあたって一定の範囲の裁量権を持っている。したがって、その署名ひとつで外国人労働者はその存在の土台を剝奪される可能性があり、外国人の権利はしばしば、不安定な状態におかれる。許可が取り消されたり、あるいは更新を拒絶され、スイスからの出国を求められた場合の不服申立てはほとんど認められていない。

1. 季節労働者

季節労働者として就業中に使用者が倒産した場合、彼は出身国に送還されることになる。季節労働の許可（許可A）は、1年間に9カ月の労働を同一の使用者のもとで行うことを要件にしている。自由な就労場所の変更は通常、認められていない。しかし季節労働者に責めのない事由による場合に限って就労場所の変更が許可されることがある。この場合、季節労働者が次の仕事を見つけられなければ、失業保険に関する権利が発生し、失業手当を受給することになる。一方、季節労働者が仕事に馴染めなかっ

たり、労働条件に不満があるような場合の就労場所の変更は認められていない。したがって、彼は本国に帰国するしかないことになる¹²⁾。

季節労働者は家族を呼び寄せることができない。原則として、季節労働者は9カ月の就業期間のあいだ臨時宿泊所で生活することになっており、自分で住居を用意することはできない。ここでは多くの季節労働者が不愉快な思いをしており、高い家賃と低質な宿舎が季節労働者の足かせとなっている。

季節労働者の賃金はけっして悪くはない。賃金をはじめ多くの労働条件は労働協約によって定められている。季節労働者に無権利状態が発生するとすれば、それは使用者の法外な長時間労働や違法な賃金控除によって生じる。労働協約がまったく存在しない場合、季節労働者はその意思によらず直接に賃金の引下げを受けることがあり、その賃金は多くの場合、一般的な平均を下回ることになる。使用者が雇用申請に際して外事警察に届け出る平均賃金額は、このような事態を改善するのにほとんど役に立っていない。

季節労働者はスイス国内の労働力需要に応じて招かれ、そして、その需要がなくなったり、労働力の中身が満足のゆくものでなくなったときには、就労許可はもはや更新されなくなる。ここでは季節労働者が本国で扶養している人々に対する配慮は忘れられている¹³⁾。このため季節労働者は、帰国後の生活設計について、いつも注意を払っていなければならない。

2. 通年滞在者

スイスで季節労働者として4年間合計36カ月労働した場合、本人の申請により、季節労働者としての許可を通年滞在許可（許可B）に切り

換えることができる。通年滞在許可は州当局からおりるためスイス入国の際に州の外事警察及び労働事務所にこのことを速やかに通知しておく必要がある。許可件数は年度ごとに州に割り当たられる。これを Kontingent とよぶ。

許可Bの記載された外国人証明書を所持することにより、事情は相当に改善される。第1年度は季節労働者と同様に就業場所の自由な移動は制限されるが、2年目からの州の全域で使用者と職種を変更する権利が与えられる。さらに通年滞在者として15カ月就業した時点で、その家族を呼び寄せることもできる。この場合、妻と20歳未満の子がスイスへの入国を許可される。また季節労働者の税金は給与から源泉徴収されていたが、通年滞在者となった場合は毎年自分で納税申告をすることになる。

しかし、通年滞在許可は彼に完全な保護を与えるものではないことも注意すべきである。また滞在許可は1年ごとに更新しなければならない。その申請書は通常の場合、使用者によって提出される。正常な状態ではとくに問題なく更新されるが、何らかの理由により滞在の延長が好ましくないとされることもある。たとえば失業した後、新しい仕事を見つけることができなかつた場合、通年滞在許可は延長されず、スイスから出国しなければならないことになる¹⁴⁾。

3. 定住者

通年滞在許可を得てから5年経過した場合、定住の許可（許可C）の申請を行うことができる。この5年という期間はベネルクス諸国、スカンジナビア諸国、アイスランド、フランス、イギリス、アイルランド、リヒテンシュタイン、スペイン、ポルトガル、及びイタリアからの出身者に適用される。その他の諸国の出身者

及び許可Bを所持しスイスに長期に滞在している難民認定希望者は、通年滞在許可を取得した後、10年を経過した場合、原則として定住許可（許可C）を得ることができる。難民手続きに要した期間はこれに算入されない。

外国人が定住許可を得た場合、彼はあらゆる権利関係においてスイス人と同様に扱われる。労働法上の権利に対する何らの規制も課されなくなる。スイス人の労働者と同じく賃金、休暇、労働時間、社会保障などに関する権利行使することができ、また必要な場合にはそれを実現するための措置をとることも可能である。失業した場合には失業手当を受け受給することができる。さらに独立の自営業者にもなる。唯一、政治上の権利だけが制限される¹⁵⁾。

4. 留学生

留学生の労働許可是原則として学期休業中にのみ与えられる。留学生の滞在許可是割当(Kontingent)の範囲外であり、留学生に対しては滞在許可是比較的平易に出されている。しかし留学生として5年間スイスで学業を継続しても、定住は許可されない。定住許可が認められるのは、現在所持している滞在許可に労働許可が随伴している場合に限られる。このため留学生としての滞在は定住許可の取得の方法としては機能していない。留学生としての滞在許可を延長することにより、誰でもスイスに無条件に留まることができるという事態は本末転倒であり、彼の滞在できる期間は州当局の裁量により決定される¹⁶⁾。

III 外国人労働者行政の動き

厳しい国際競争にさらされているスイスの経

済力は、利用可能な労働力の質と量の増加に依存している。上でみたような人口動態からは、スイスは将来においてもかなりの規模で外国人労働者を雇用してゆくことになる。スイスの外国人政策は、ECの政策と大きな齟齬を生じているが¹⁷⁾、国内の要請にも応えられなくなっている。移動の制限が付いた外国人労働者の割当制度は、構造の変化をたえず続けている経済の要請に、弾力的に対応することができなくなっている。それにも関わらず、このような疑問の残る政策を維持したまま1990年11月1日に外国人の員数の規制に関する部分改正規則(BVO, SR 823.21)が実施された。これにより季節労働者、通年滞在者、及び短期滞在者に対する割当制度は再度、延長され、彼らの滞在期間も長くなった。また外国人労働者の追加的な割当の認可に関するカントン(州)の権限も強化された。一方、可変的な機構を取り入れている季節労働者規則は、単純労働力の構造的な供給過剰に対して抑制的な機能をはたしており、結果的に経済の順応性をたかめることに役立っている。また、目前にせまったヨーロッパにおける「就業場所の自由な選択」に関連して、スイスの強力な労働市場規制は労働者の採用にあたって特別な障害となることがはっきりしている。スイスの高い賃金水準も居住の規制、高い生計費、住宅市場の逼迫した状況などのコストを償うにはけっして十分なものではなくなってきたている¹⁸⁾。

1. 新しい方向性

BIGAの総裁であるKlaus Hugは1991年の年頭に外国人労働者行政の新しい方向性を示した。そこでは、国家による外国人労働力市場への財政上、行政上の介入は、常に変動する労働

力需要を斟酌しなければならない今日の事態の推移にもはやそぐわないものになっており、広範なヨーロッパ労働市場に対して、今後もスイスの固有の国家利益の観点から障壁を設けておくためには、EC や EFTA の加盟諸国に対し、より自由な外国人政策への着実な移行措置を今日、早急に提示しておくことの必要性が強調されている。

Hug はこのような将来の外国人政策に関する限り、外国人の 3 つの集団ごとに管轄上の 3 つのモデルを素描している。この場合、それぞれ異なった権利を外国人は持つことになる。第 1 の範疇は、国内において同等な権利を与えられている外国人で、ここでは EC 及び EFTA 加盟諸国からの住民であり、法的には選挙権と被選挙権以外はスイス人及び定住者と同じ扱いがなされる。外国人及び労働市場における権利に関する制限、とくに季節労働者と国境労働者を対象としている制限は、7 年程度の期間に段階的に廃止していく必要がある。これは最近の EC 及び EFTA 諸国との会議でのスイスに対する居住の自由に関する要請を受けたものである。

第 2 の範疇には上記の諸国以外からの出身者が含まれる。しかしそれらの国々はスイスと伝統的、文化的にまた経済的に深い関係のある国に限られる。例えばアメリカ、カナダ、ユーゴ等の諸国がこれにあたるが、その資格の認定は連邦参議が行うことになる。その場合、人権の侵害や難民の権利などが守られている国であることが要件となる。これらの諸国に対しては現行の許可手続きがそのまま使われることになる。なお問題の残る季節労働者の規制については同様な方針に沿って暫定的に処置されることになる。この範疇の定義は閉鎖的に行われるの

ではなく、中欧及び東欧諸国（ポーランド、ブルガリア）に対する労働市場の可能な限りの解放という視点から彈力的に対応されている。

第 3 の範疇について Hug は、定住及び労働許可が例外的な場合（高度の知識技術を持っている者）にだけ与えられる国々の出身者を考えている。この場合、外国人政策と難民政策が重なりあうことになる。この中には残りの世界各国が含まれる。トルコも含まれ、将来的にはスイスの労働市場から排除されることになる。

1991年 5 月末の外国人及び難民政策に関する最も新しい報告の中で、連邦参議は EC 及び EFTA 諸国がすでに採用している施策について、スイスも具体的に準備期間を明示する必要があるとしている。連邦議会は翌 6 月の会議において連邦参議の外国人政策を議題に設定した。ここでは新しい提案によって具体的に外国人労働者及び労働市場政策が修正された¹⁹⁾。

なお最近の研究では、EC 及び EFTA 諸国が外国人労働者の洪水に見舞われる必然性は必ずしも存在しないとするものもある。この研究では外国人労働者も賃金の低下を心配する必要はないとされている²⁰⁾。EC 諸国の自由な人的移動のシナリオでは、1990年から2000年までの 10 年間に外国人労働者の流入は現状に比して増えることはなく、むしろ若干の減少さえ見込んでいる²¹⁾。

2. 不法就労外国人の規制

外国人のヤミ就労について、連邦参議は労働市場に関する事項とともに人間に関する問題についても真剣に解決の方途を検討している。立法者はこの問題の解決のため、外国人の滞在及び定住に関する連邦法²²⁾の罰則の改定とともに、外国人の不法就労に対して改正就労斡旋

法²³⁾の適用を検討している。新しい罰則（同法39条）にもとづいて不法就労の労働者を供給する人材供給業者には厳しい罰金が課されることになった。その他にも違法就労に関する情報を使用者に積極的に提供し、州の労働局の調査能力を向上するなどの措置が予定されている。違法就労は生業を営む外国人に対する国境措置と密接な関係がある。このため連邦参議院はECの「人的移動の自由」がスイスの外国人政策に与える影響を早急に検討して、生業を営む外国人に対する許可に関しても、ヤミ労働の視点から検討することにしている²⁴⁾。

3. 難民の処遇

難民申請の殺到による審査事務の遅延対策として、新難民法への切替えが実施された。この新しい手続き規定への転換とともに、1990年秋には難民規則の改正も行われた。また財政支援規定と呼ばれる第二分離施行規則が用意されている。ここでは難民申請者の宿泊施設に対する経費の前払い、保護措置の実施などのための財政面での支援が規定されている。難民認定を希望する者の急増により、1990年には難民収容施設への入所のためのトランジットセンターが4箇所追加して設置され運営されている²⁵⁾。

連邦大統領によれば1990年末の段階では非常立法にもとづく諸措置はまだ検討されていないということである²⁶⁾。一方、連邦参議院は、チェコスロバキア、ポーランド、ハンガリーを新たに人権侵害などのない国として指定した。これによりビザの取得義務はヨーロッパでは特定の国々の国民に限られることになり、多面的な審査を必要としない第一次難民協定がヨーロッパ諸国との間で早急に締結される可能性が出てきた²⁷⁾。

スイスの難民政策が、今日の世界的な人口移動を依然として考慮していないということは、具体的な数字のうえでも、またその経緯からも明瞭である。この新たな社会現象は難民立法の解釈の変更によって対処しうるものではなく、また政情不安な国や第三世界から可能なかぎり多くの人々を受け入れることによって解決されるものでもない。連邦参議院はスイスに対する要求が過大であることを強調し、新規の難民認定の申請件数の増加傾向が止まないかぎり現在のシステムもすぐに不十分なものになってしまうことを指摘している²⁸⁾。そのため移民政策を考慮したスイスの難民政策の新たな方向付けが早急に求められている。たとえばヨーロッパ移民会議の設立、ブローカー組織を壊滅するための国際協調そして出身国に対する大規模な援助などもその政策の中に含まれる。難民条約が採択されたのは1951年のことであり、新たな国際会議の開催が待ち望まれている²⁹⁾。

IV 外国人労働者の社会保障

社会保障の適用に関する区分規範や範疇は、個別の保障部門ごとに、一定の場所について、規定されている。また国籍や居住の有無によっても異なった定めがなされている。外国人労働者についても外国籍の者、無国籍者、季節労働者、国境労働者、及び難民というように区分して適用される³⁰⁾。

社会保障の適用領域においても内外外国人均等待遇の原則が適用されない事例が少なからずある。この差別待遇の根拠はそれぞれに異なっているが、ひとつには外国の社会保障法の影響が大きな役割をはたしている。とくにスイスに居住している者が外国の社会保障法の適用を受け

ている場合がこれにあたる。二重保障は回避されなければならない事になっている。外国の保障制度がスイスのものと原則的な部分で相違する場合は、個々の事例ごとに大きな困難が生じることもある。もうひとつは報復的措置の考え方による場合である³¹⁾。以下では、養老遺族保険（AHV）と廃疾保険（IV）について外国人労働者への適用関係を検討する。

1. 養老遺族保険

養老遺族保険の分野においてもスイスはベルギー、ドイツ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシア、イギリス、イスラエル、イタリア、ユーゴスラビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、オーストリア、ポルトガル、サンマリノ、スウェーデン、スペイン、チェコスロバキア、トルコ及びアメリカの各国と社会保障協定を結んでいる。スイスの外国人労働者の90%は以上の諸国からの出身者である。

この協定によって外国人はほぼこれらの国々にいるスイス人と同等の社会保障上の地位におかれることになっている。協定を締結していない国々からの外国人労働者は年金に関する請求権だけをもつことになる。この場合、スイスに居住し10年以上保険料を支払っていることが必要である。また遺族はスイスの市民権を持っていなくとも、同じ扱いを受けることができる。掛金を支払いながら、出身国にスイス人に対する同様の制度がないため、年金受給権が得られなかった外国人労働者には掛金が返還される³²⁾。

養老遺族保険調整金庫（AHV-Ausgleichskassen）は、社会保障協定締結国の各言語で社会保障給付の権利内容を記載した案内書を無料で配付している。ベルンにある連邦社会保障

局さらに締約国の領事館、大使館の領事部は協力して、社会保障法及び協定に関する厄介で複雑な権利関係に関する情報の交換を行っている。

2. 廃疾保険

無国籍者及び社会保障協定を締結していない諸国の出身の外国人は、スイスに少なくとも10年以上居住しているか、または断続的に15年以上居住し、廃疾保険に加入し掛金を納めている場合に限り、給付請求権が認められる。年金の海外送金は行われない。請求権を持つ外国人がスイスを出国した場合、廃疾保険の請求権を失うことになる。また本人がスイスに居住しても外国に居住する近親者は廃疾保険の給付を受けることができない。難民に対しては通常より寛大な措置がとられている。

就業不能に陥った場合、1年を経過しなければ年金の請求ができないので、外国人もこの期間スイスにとどまっているなければならない。さもなくば年金請求権を失うことになる。スイスにおいて廃疾状態に陥った外国人は通常の場合、外事警察の入国規制の対象から除外される。この場合には、合法的に滞在許可が延長される。

特別の廃疾年金³³⁾についてはスイスに居住するスイス人だけが受給できる。外国人及び外国に居住するスイス人は受給できない。しかし、スイスに居住する未成年の外国人及び無国籍者は例外として特別の廃疾年金を受給できる。この場合、彼らが①障害を持ってスイスで生まれた、②少なくとも1年以上廃疾保険に加入している、③出生以来、中断なくスイスに居住している。もしくは父または母が④被保険者で少なくとも10年以上保険料を支払っている、⑤15年

以上中断なくスイスに居住している。この①～⑤のいずれかに該当することが年金受給の条件となる。

上記の条件にあてはまる未成年の外国人は任意の保険に加入しなくとも統合措置 (Eingliederungsmassnahmen) に対する請求権をもつ。この統合措置にもとづく給付は原則としてスイス国内でのみ提供される。ただし例外として外国においても緊急を要する医療措置、スイスにおいてはまったく困難な措置、任意加入の外国人に居住するスイス人の子女に対する措置は実施されることがある。さらに相当な理由があり、それが証明可能なときは、外国における統合措置の経費が一定の範囲でスイスに居住していたものとみなして支出されることもある³⁴⁾。

まとめ

スイスの外国人労働者の現状を本稿では人口動態、権利状況そして行政の動きの面から検討し、それをふまえて彼らに対する社会保障の適用関係の特質を述べてきた。内外国人均等待遇の原則を理念として掲げながらも、多くの面で不平等な待遇を行わざるをえないのが、スイスの現実である。今日、スイスは EC 統合と難民の激増という環境の大きな変化のなかで伝統的な政策の転換を迫られている。とくに難民認定申請者の増加とヤミ就労の問題は内外国人の原則平等の理念を内側から崩壊させる危険を孕んでいる。今後のスイスの外国人政策が注目される。

注

- 1) JAR 1992, AIII 7s 62～68.
- 2) Bericht des Bundesrates über seine Geschäftsführung im Jahre 1990, s. 206f.

- 3) AmtlBull NR 1990, 1956.
- 4) AmtlBull NR 1990, 1955.
- 5) JAR 1990, 71f.
- 6) NZZ und TA 30. 1. 1991.
- 7) Bundesbeschluss über das Asylverfahren vom 22. juni 1990, AS 1990 938.
- 8) Bundesgesetz über die Schaffung eines Bundesamtes für Flüchtlinge vom 22 Juni 1990, AS 1990 1587.
- 9) JAR 1990, s. 73ff.
- 10) Meine Rechte am Arbeitsplatz, Hans Urich-Shauffer, Glattburg 1991, s. 113.
- 11) Meine Rechte am Arbeitsplatz, Hans Urich-Shauffer, Glattburg 1991, s. 109.
- 12) Meine Rechte am Arbeitsplatz, Hans Urich-Shauffer, Glattburg 1991, s. 109.
- 13) Meine Rechte am Arbeitsplatz, Hans Urich-Shauffer, Glattburg 1991, s. 110.
- 14) Meine Rechte am Arbeitsplatz, Hans Urich-Shauffer, Glattburg 1991, s. 111.
- 15) Meine Rechte am Arbeitsplatz, Hans Urich-Shauffer, Glattburg 1991, s. 112.
- 16) Meine Rechte am Arbeitsplatz, Hans Urich-Shauffer, Glattburg 1991, s. 112.
- 17) JAR 1991, I5b.
- 18) Bericht des Bundesrates über seine Geschäftsführung im Jahre 1990, s. 334f. Weltwoche 31. 1. 1991.
- 19) NZZ und TA 9. 1. und 28. 5. 1991.
- 20) Studie des Wirtschaftswissenschaftlichen Zentrums (WWZ) der Universität Basel, im Auftrag des Bundesamtes für Konjunkturfragen (BFK).
- 21) TA 8. 5. 1991.
- 22) ANAG, Art. 23 ; 1988年より施行.
- 23) AVG, JAR1991, III 6.
- 24) AmtlBull NR 1990, 1956.
- 25) Bericht des Bundesrates über seine Geschäftsführung im Jahre 1990, 226.
- 26) AmtlBull NR 1990, 1690.
- 27) NZZ 28. 12. 1990.
- 28) NZZ20. 2., TA 21. 2. 1991.
- 29) StR Jagmetti, NNZ 6. 2. 1991.
- 30) Schweizerisches sozialversicherungsrecht, Alf-

- red Mauer, Bern 1983. Band 1 : s. 206.
- 31) Schweizerisches sozialversicherungsrecht, Alfred Mauer, Bern 1983. Band 1 : s. 207.
- 32) Sind Sie richtig versichert ?, Hans Schmidt, 1991, Glattburrg, s. 52.
- 33) Sind Sie richtig versichert ?, Hans Schmidt, 1991, Glattburrg, s. 85.
- 34) Sind Sie richtig versichert ?, Hans Schmidt, 1991, Glattburrg, s. 63.

(なかの・いくお 法政大学非常勤講師)